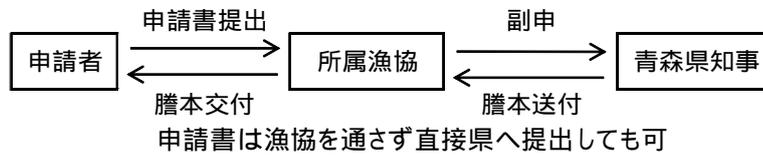


## 登録謄本の交付

登録の謄本は、何人でもその交付を青森県知事に請求することができます。

- (1)申請書 NO.25
- (2)手数料 別表(G)区分(J)相当分の県証紙を申請書に貼付
- (3)提出部数 1部
- (4)申請等経路



謄本は、通常、最新情報が記載された部分のみを交付しますが、過去履歴の謄本を請求したい場合には、事前に青森県へ照会し当該漁船原簿の枚数を確認したうえで申請書に相当分の県証紙を貼付し、申請書の「8所要枚数」欄の横に「全部謄本」と明記し申請してください。